

令和 年 月 日

愛知県立津島東高等学校長殿

治 癒 報 告 書

保護者の方が御記入ください。

【感染症名】 該当する方に○をつけてください。

() インフルエンザ

() 新型コロナウイルス感染症

() その他の感染症 病名 _____

【医療機関名】 _____

【出校停止期間】

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

【生徒 氏名】 _____ 年 組 番 氏名

【保護者 氏名】 _____

【注意】

※インフルエンザの場合は、発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで

※新型コロナウイルス感染症の場合は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後
1日を経過するまで

その他感染予防上、出校しても支障がないと医師が認めるまで登校しないでください。

学校において予防すべき感染症

参考

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

* 「学校において予防すべき感染症の解説」（令和5年度改訂）日本学校保健会より